

# 現在年長のお子さまへ (次年度4月～小学校に入学されるお子さま)

就学後、放課後等デイサービスをご利用予定の方は手続きが変わります。

## 【受給者証申請手続きについて】

就学後、放課後等デイサービス利用される場合は受給者証の発行が必要となります。

お住まいの区役所子ども家庭支援課の担当ケースワーカーへご相談ください。

お住まいの区役所こども家庭支援課で申請手続きとなります。



## 【相談支援事業について】

地域療育センターあおばでの相談支援事業は就学前までとなっております。

就学後も引き続き、相談支援事業(計画相談)をご希望される方は、

他の相談支援事業所についてご相談できますので、地域療育センターあおば相談支援専門員(担当SW)にお声掛けください。